

iDeCo加入要件拡大で広がる資産形成の選択肢

経営環境研究部 研究員 神村 玲緒奈(かみむら れおな)

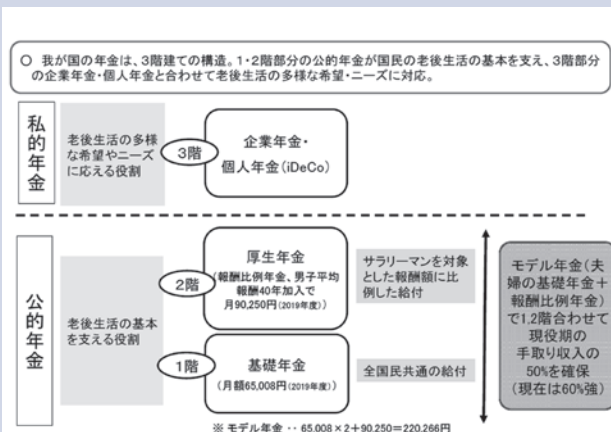
年金改正法によりiDeCo加入要件が拡大

2020年5月末に年金制度改正法が成立した。定年延長をする企業の増加や、フリーランスのような企業に雇用されない働き方の増加など、労働の形が多様化する中、今回の改正では全世代型社会保障の一環として、高齢期の生活基盤拡充を目的として、iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入要件が拡大された。

確定拠出年金(DC)とは投資信託や預貯金などの運用方法を個人で選択する、積立方式の年金である。掛金が所得控除、運用益は非課税となるうえ、年金受給時も公的年金控除が受けられ、税制上優遇されている制度である。企業が従業員の退職金として拠出する企業型DCと、個人が自分で拠出する個人型DCの2種類が存在し、個人型は英語表記の頭文字をとってiDeCoと呼ばれている。

今回の改正では、加入可能年齢の上限引き上げや、中小企業向け制度の対象拡大などが講じられたが、特に注目されているのが、企業型DC加入者向けの条件緩和である。以下ではiDeCoの設立の背景やこれまでの加入可能範囲拡大の経緯を踏まえた上で、今回の改正のポイントを確認する。

資料1 年金制度の設計の考え方



(出所)厚生労働省年金局「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 参考資料集」(2020)

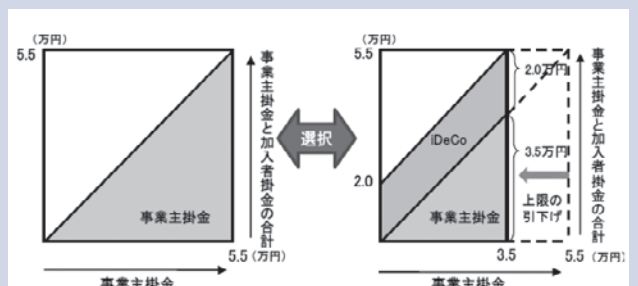
iDeCo加入可能範囲の拡大の経緯

日本の年金制度は3階建て構造であり、1階(基礎年金)・2階(厚生年金)部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支えるものである。これに対し、3階部分の企業年金・個人年金は、老後生活の多様な希望やニーズにこたえる役割を果たしている(資料1)。iDeCoはこの3階部分の制度として、国民年金第一号被保険者(自営業者等)および企業年金のない国民年金第二号被保険者(サラリーマン等)のための制度として2001年にスタートした。

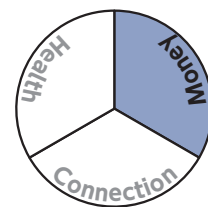
上述のような3階部分の加入手段がとぼしい人向けの制度として始まったiDeCoは、2017年の確定拠出年金法改正で専業主婦などの第三号被保険者や、企業型DC・DB加入の第二号被保険者がiDeCoに加入可能となった。これによってiDeCo加入者は急増し、100万人を超える規模まで拡大した。

しかし、企業型DC加入者が700万人以上いることを踏まえると、100万人という規模はそこまで大きな数とは言えない。実は、企業型DC加入者がiDeCoに加入するためには、会社が拠出する事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げるなどの労使合意が必要であり、企業が気軽に採用しにくいという課題があった(資料2)。そのため、企業型DC加入者のうち、iDeCo併用者は約4%に留まり、ほとんど併用されていなかったのが実情だった。

資料2 従来の企業型DC加入者のiDeCo加入



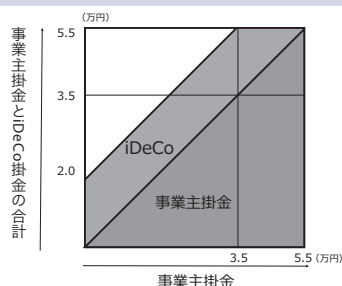
(出所)厚生労働省年金局「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 参考資料集」(2020年) ※企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円



ほぼ全ての会社員がiDeCoへ加入可能に

今回の改正では、企業型DC加入者でも、労使合意なしに自由にiDeCoへ加入することが可能となった。これにより、企業型DC加入者は事業主掛金と合計で月額5.5万円を超えない範囲であれば、月額2万円を上限にiDeCoに拠出できる(資料3)。こうしてiDeCoは名実ともに労働者であれば「誰でも加入可能」な制度に近づいた。

資料3 変更後のiDeCo加入のイメージ



(出所)厚生労働省年金局「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 参考資料集」(2020年)を基に一部第一生命経済研究所作成

特に、若年層の企業型DC加入者にとって、選択肢が広がった意義は大きい。一般的に企業型DCでは、若い人の拠出額を少額におさえることが多く、今回の改正により、若い人でも企業型DCとは別にiDeCoに相応の額を拠出して、資産形成を早い時期から行うことが可能となった。

マッチング拠出とiDeCoの違い

ほぼすべての企業型DC加入者がiDeCoに加入できるようになったが、例外的に、企業型DC加入者のうち、マッチング拠出制度を利用している者はiDeCoに加入できない。

マッチング拠出制度とは、2012年に施行された制度で、企業型DC加入者が、企業の拠出する金額に上乗せしてDCを積み立てることができる制度である。iDeCoと同様に、拠出金額や、受け取り時に税制優遇を受けることができる。2019年時点の企業型DC実施企業のマッチング拠出導入率は約30%であり、iDeCoと企業型DCの併用と比べると、多くの人を利用している。

マッチング拠出制度とiDeCoは併用ができないため、企業型DC加入者は、どちらかを選択することになる。一見すると、どちらの制度も税制優遇が受けられるため、マッチング拠出利用者にとって、iDeCoの併用にメリットがないように思える。しかし、iDeCoには、拠出金額や資産運用方法、商品の選択肢などの自由度が高く、自分の意思を反映した資産形成が進めやすくなるというメリットがある。

マッチング拠出の場合、拠出可能金額を事業主掛金以下に抑えなければならないという規定がある。月額5.5万円の拠出可能枠のうち、仮に事業主である企業が月額5,000円しか拠出していなかった場合、マッチング拠出でも5,000円までしか加入することができない。前にも述べた通り、若年のうちは企業の拠出金額も少なく、このような事態に陥ることが多い。

一方iDeCoでは、事業主掛金が少額であっても、拠出限度額の残余の範囲内で月額2万円以内で拠出ができる。さらに、マッチング拠出では企業が決めた商品や資産運用方法しか選択できないのに対し、iDeCoでは自分で証券会社を選択でき商品や運用方法の選択肢が多いのである。

自分の意思で積極的に資産形成を進めたいものにとっては、iDeCoを併用するメリットは十分あるといえるだろう。

60歳まで受け取れない点には注意

さまざまな利点のあるiDeCoだが、運用実績次第では損失を生む可能性がある。上手に活用するためには、高い金融知識に加え、投資の経験も必要となってくる。

また、iDeCoは60歳まで引き出すことができない点にも注意が必要である(マッチング拠出も同様)。十分に資産を保有していない若年層などが無理をして高額な積み立てを続けていると、病気にかかった時や休業時などの万が一の際に、必要な資金が手元にないという事態にもなりかねない。自身の保有資産のバランスを考慮したうえで、拠出金額を考えることが重要である。